

議案第6号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成27年5月14日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成27年5月14日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

保護文化財 「^{とよしげかのうばやし}豊成叶林遺跡出土遺物一括」(大山町)

大山町豊成に所在する豊成叶林遺跡から出土した考古資料である。

豊成叶林遺跡は、大山山麓の標高約60mの丘陵上に立地する後期旧石器時代を中心とする時期の遺跡である。平成23年度に道路改築に伴って発掘調査が実施され、約28,000年前に噴出した始良丹沢火山灰層の下層で2か所の石器製作跡が発見された。鳥取県ではじめて遺跡の全体像が明らかにされた旧石器時代遺跡の調査事例であり、その調査成果は同時代の遺跡が少ない鳥取県において非常に重要である。

石器製作跡やその周辺からは、ナイフ形石器11点や、その素材である石刃18点のほか、石器製作に伴って生じた^{せつかく}石核や^{はくへん}剥片など、総数274点の石器が出土した。出土石器の構成から見て、当遺跡内では主にナイフ形石器が製作されていたと考えられる。石器の石材には、島根県松江市玉湯町周辺で産出する^{ぎよくずい}玉髓が用いられている。

これらの石器は、石器製作跡でまとまって出土したことから、当時の石器製作の様相を理解する上で非常に良好な資料と言える。特に、同じ原石から作られたナイフ形石器、剥片、石核が接合した母岩4接合資料は、ナイフ形石器の製作手順を具体的にたどることができる第一級の資料である。

以上のように、本遺跡出土資料は、鳥取県の旧石器時代史を明らかにする上で学術的価値が非常に高い。



出土石器集合 (左上のかたまりが母岩4接合資料)



ナイフ形石器

保護文化財 「^{ふにおか}不入岡遺跡 竪穴住居跡（S I O 3）出土遺物一括」（倉吉市）

倉吉市不入岡に所在する不入岡遺跡の竪穴住居跡から出土した考古資料である。

不入岡遺跡は、弥生時代から奈良時代にかけての集落跡や、奈良時代から平安時代にかけての大規模な倉庫群跡が見つかった遺跡で、古墳時代中期の竪穴住居跡が1棟確認されている。この住居跡は東西3.3m、南北3.0mの方形で、5世紀後半のものである。当住居跡の南東隅からは、造り付け竈跡が確認されている。この竈跡は煙道を住居隅まで延ばしており、朝鮮半島固有のオンドル（温突）状の竈と考えられている。山陰地方には造り付け竈を備える住居はほとんど知られておらず、県内では発掘調査で確認された唯一の事例として貴重である

当住居跡から出土した遺物には、土師器甕^{はじきかめ}、甑^{はそう}、小型丸底壺^{たかつき}、高坏、筒形容器等がある。このうち、長胴形をした甕、甑、筒形容器は、山陰地方はもとより、周辺地域にも見られない独特な形状で、朝鮮半島に由来する可能性が高いと考えられている。

以上のように、当住居跡から出土した遺物は、古墳時代中期における山陰地方の地域社会と朝鮮半島との交流関係を物語る重要な資料であり、学術的な価値が非常に高い。

なお、不入岡遺跡は「史跡 伯耆国府跡 国庁跡 ^{ほっけじぼた}法華寺畑遺跡 不入岡遺跡」として平成12年9月6日に国史跡に指定されており、当住居跡も現地保存されている。



造り付け竈を持つ竪穴住居跡（倉吉市 不入岡遺跡）

遺物の出土状況

竈部分（倉吉市 不入岡遺跡）

造り付け竈

竪穴住居跡（S I O 3）



60 土師器 渡来系土器と在地系土器（倉吉市 不入岡遺跡）
（左3点） （右3点）

竪穴住居跡（S I O 3）出土土器

第 2 章 県指定保護文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）